

仕 様 書

1 業務内容

この業務は、消防用設備等及び防火上必要な建築設備（以下「設備」という。）の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、諸設備の耐久化を図るため行うものである。

(1) 業務の委託内容及び範囲は次のとおりとする。

ア 別表1に掲げる施設における、消防法第17条の3の3に基づく設備の点検（機器点検、以下「6ヶ月点検」、機器点検・総合点検、以下「1年点検」という。）に関すること。

イ 前号の業務に付随する軽微な保守（別表2に定める事項）に関すること。

ウ 別表1の実施月にかかわらず、発注者の要請による、緊急又は異常発生時における受注者従業員の派遣等、対応に関すること。

エ 発注者が必要とする書類等の作成に関すること。

(2) 業務を行う設備、数量等、業務の基準となるべきものについては、別表3のとおりとする。ただし、設備機器の数量等に変更がある場合、受注者の負担において業務を実施するものとし、変更のあった設備機器の数量は発注者に報告するものとする。

2 業務実施上の留意事項

(1) 受注者は、業務の実施に当たっては、消防設備士又は消防設備点検資格者等の有資格者を従事させるものとする。

(2) 受注者は、従業員の内から現場責任者及び副現場責任者を各1名ずつ定め、責任者、副現場責任者並びに従事者の氏名をあらかじめ発注者へ届け出るとともに、あわせて前項の資格を証する書類の写しを提出するものとする。異動があった場合も同様とする。

(3) 発注者は必要に応じて、従業員の身分証明書又は資格証明書（以下「証明書等」という。）の提示を求めることができるものとし、従業員は、この求めがあった場合は証明書等を提示するものとする。

(4) 業務の実施に当たっては、各施設と事前に協議し、授業等の妨げにならないよう日時・作業方法を決定し、委託業務実施計画書を作成し提出するものとする。

(5) 業務の実施に当たっては、一般財団法人日本消防設備安全センター発行の「消防用設備等点検実務必携」に記載されている点検基準及び点検要領を遵守し、発注者の立ち会いのもとに行うものとする。なお、発注者は一般財団法人広島県消防設備協会が行う消防用設備等の点検業務立会制度を利用する場合がある。

(6) 消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）のうち、製造年から10年を経過したもの等について実施が規定されている耐圧点検は行わず、対象機器の数量及び設置場所等を施設管理者に対して報告すること。

(7) 消防用ホース及び連結送水管の耐圧性能点検については、広島市消防局が示している運用基準（平成15年1月16日指建第2号）に基づき実施するものとする。

なお、消防用ホースの耐圧性能点検については、10年を経過したホースについて実施するものとする。（ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。）

また、耐圧性能点検を実施した消防用ホースについては、実施年月日を記載したシールを貼付すること（様式は問わない。）。

- (8) 連結送水管の耐圧性能点検を実施する際は、異常が発生した場合の減圧、排水等の準備をし、安全対策に万全を期すること。
- (9) 消防用設備等の点検後、一般財団法人広島県消防設備協会が発行する消防用設備等点検済表示ラベル（損害賠償保険付）を貼付するものとする。
- (10) 受注者は、業務の実施中、児童・生徒等に危険を及ぼさないよう細心の注意を要するものとし、また、防火シャッター等の点検を行う際は、適切に作業員を配置し、事故防止対策の徹底に努めることとする。
- (11) 従業員の安全衛生に関する管理について、現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
- (12) 業務に従事する従業員には、受注者名入りの統一した衣服等を着用させること。

3 報告

- (1) 受注者は、各点検業務を行ったときは、別表4のとおり業務実施報告書等を提出することとする。また、1年点検は、業務終了後20日以内に提出するものとし、6ヶ月点検は、3月31日までに提出するものとする。
- (2) 不良箇所一覧表を提出する場合には、各設備の不良箇所・修繕を要する箇所等について、これを集約・抜粋のうえ作成するものとする。
- (3) 点検結果報告書、点検結果総括表及び点検者一覧表の作成（記載）に当たっては、「消防用設備等点検実務必携」を準用して作成するものとし、様式については、消防庁の告示による様式を使用することとする。

4 その他

業務の実施に当たり、この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。